

令和6年9月
地方公務員共済組合連合会

外国債券に係るマネジャー・エントリー制について

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、項番2（3）～（4）に記載の外国債券を投資対象とする運用プロダクトについて、次のとおりマネジャー・エントリー制を実施します。

マネジャー・エントリー制とは、様々な運用機関から運用プロダクトについて隨時登録（エントリー）を受け付けるとともに、必要に応じて評価・選定を行うための制度です。

1 エントリー方法

連合会は、以下の方法により運用機関から隨時エントリーを受け付けます。

① 連合会HPに掲載しているマネジャー・エントリー制に関する各種資料を確認した上で、エントリーを希望する場合は、下記のエントリー専用メールアドレス宛に、標題を「【外国債券】エントリー希望（運用機関名）」としたメールを送付してください。本文には、会社名、担当者名、担当者所属、電話番号、連絡用メールアドレス、項番2に記載のエントリー資格・要件を満たしていることを確認した旨を記載してください。

② 連合会から、連絡用メールアドレス宛にエントリー申込票を送付します。
なお、システムのセキュリティ上、連合会と取引のない運用機関から送信されたメールは受信できない可能性がありますので、連合会からの返信が無い場合は、電話で受信確認をしてください。

③ 作成したエントリー申込票及び商品説明資料を下記エントリー専用アドレスに送付してください。その際に標題を「【外国債券】エントリー申込票（運用機関名）」としてください。

※ この時点では、エントリーは完了していません。ご注意ください。

エントリー専用メールアドレス： manager-entry-FB@chikyoren.or.jp

④ 連合会がエントリー資格・要件を満たしていると判断し、エントリー完了のメールを当該運用機関の連絡用メールアドレス宛に送信した時点で完了とします。エントリー資格・要件を満たしていないと判断した場合や、エントリー申込票に不備があると判断した場合、連合会から運用機関の連絡用メールアドレス宛にその旨を連絡します。

2 エントリー資格・要件

(1) 運用機関

ア 「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）に基づく金融商品取引業者としての登録を受けており、投資運用業を行うことができること、又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」（昭和18年法律第43号）に基づく認可を受けていること。実質的投資判断が他の法人（以下「再委託先等」という。）で行われている運用プロダクトについては、再委託先等が運用拠点のある国の監督当局から必要な認可等を受けていること、又は、当該国の法令等に基づく登録・届出を行っていること（再々委託は不可）。

イ 経営状況が安定していると認められること。

ウ 法令遵守体制に問題がないこと。

エ 再委託先等においてもイ及びウについて同様とする。

(2) 運用実績

エントリーする運用プロダクトに十分な運用実績があること。ただし、エントリーする運用プロダクトに十分な運用実績がない場合は、そのプロダクトの主たる運用担当者が、他の運用機関での運用実績を含め、十分な運用実績を有していること。

(3) 募集プロダクト

外国債券アクティブ運用

※スマートベータを活用した運用プロダクトやベンチマークを設けない運用プロダクトもエントリー可能。

※グローバル債券等の国内債券を含んだ運用プロダクトもエントリー可能。ただし、運用実績には、国内債券を含む実際の運用に加えて、国内債券を除いた部分のパフォーマンスをそれぞれ提出すること。

(4) ベンチマーク（円ベース。グロス・ネットの区別がある場合はグロス。）

- ・FTSE世界国債インデックス（除く日本）
- ・ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本）
- ・その他各々提案するプロダクトに応じたインデックス

(5) エントリー期限

エントリー期限は設けません。

随時エントリーを受け付けるとともに、必要に応じて評価・選定を行います。

3 エントリー申込票

項番1に記載のエントリー申込票の内容は、下記のとおりです。エントリー申込票の作成にあたっては、表紙シートにある注意事項をご参照ください。

① 表紙

② 運用会社概要・業況（様式1・様式2）

③ 商品概要（様式3）

別途運用プロダクトの商品説明資料（PDFファイル。ファイルの名前はエントリー申込票と同一にすること。）を提出してください。

④ 収益率・運用状況等（様式4）

運用プロダクトのファンド及びベンチマーク収益率等（いずれも円ベース。ファンド収益率は報酬控除前。ベンチマーク収益率についてグロス・ネットの区別がある場合はグロス。）を様式4-①、②に記載してください。

FTSE世界国債インデックス（除く日本）以外の指数をベンチマークとする運用プロダクト、ベンチマークを設けない運用プロダクトについては、参考としてFTSE世界国債インデックス（除く日本）をベンチマークとした収益率を様式4-③、④に記載してください。その際、グローバル債券等の国内債券を含んだ運用プロダクトについては、国内債券を除いたファンド収益率を記載してください。

エントリーする運用プロダクトに十分な運用実績がない場合は、そのプロダクトの主たる運用担当者の運用実績（業歴、担当した運用プロダクトに関する役割等）を上記③の商品説明資料に記載してください。

また、プロダクトの運用残高及び顧客数について、様式4-⑤に記載してください。

⑤ 項番2（1）アに係る応募資格を満たしていることが確認できる書類（様式5）

投資運用業の登録票及び運用拠点のある国の監督当局から受けた認可証をスキヤンしたものを貼り付けてください。

⑥ 報酬体系（様式6）

エントリーするプロダクトについて、アクティブプロダクトに関しては想定する基本報酬及び目標収益率・報酬率（成功報酬）、スマートベータを活用した運用プロダクトに関しては想定する基本報酬を必ず記載してください。

4 エントリー後の対応

(1) 情報の更新

項番3のエントリー申込票の①表紙、②過去5年間の行政処分、顧客との係争中の案件等の有無（様式1）、運用会社業況（様式2）及び④収益率・運用状況等（様式4）について、毎年12月末時点を基準として、1月末までに更新してください。

このほか、連合会が依頼した場合には、随時依頼した情報を更新してください。

(2) ヒアリング

エントリーされた運用プロダクトについて、ヒアリングを行う場合があります。

なお、運用機関からの申し出による商品説明等は、原則お受けしないものとしますので、予めご了承ください。

(3) 評価

エントリーされた運用プロダクトの評価については、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行うものとします。

なお、個別の運用プロダクトの評価や選考経過、選考スケジュール等に関するお問い合わせにはお答えしかねますので、予めご了承ください。

(4) 選定結果の通知

運用プロダクトの選定を行った場合、当該運用機関に対してその旨を通知します。

(5) エントリーの取消し・解除

運用機関は、エントリー後、随時連合会に申し出ることでエントリーを取り消すことができます。

エントリーした運用プロダクトの募集期間が終了するなど投資が可能ではなくなつた場合は、速やかに当該エントリーを取り消してください。

なお、項番4（1）に基づく情報の更新が正当な理由なく3ヶ月以上滞った場合または登録した連絡先担当者に連絡が取れなくなった場合には、連合会は事前の通知や確認の連絡等を行うことなくエントリーを解除します。

5 その他

(1) 運用報酬

運用報酬については、目標超過収益率の達成度合いや他の運用プロダクトの報酬水準を考慮する等、運用プロダクトの特性に応じて協議の上、決定します。

(2) 注意事項

マネジャー・エントリー制への申込みは、将来の契約を約束するものではありません。また、マネジャー・エントリー制への申込み時期やエントリー期間の長短は、評価に何ら影響を与えるものではありません。

連合会は、当該実施方法について必要に応じて隨時に見直す場合がありますので、
予めご了承ください。

(3) 連絡先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビルディング 11 階

地方公務員共済組合連合会 資金運用部 委託運用課

(担当) 外国債券担当宛

(電話) 03-6807-3683

(E-Mail) manager-entry-FB@chikyoren.or.jp

以上